

城里監査第29号
令和6年11月20日

城里町長	上遠野	修 様
城里町教育委員会教育長	添 田	智 様
城里町議会議長	三 村 孝	信 様

城里町監査委員	五十嵐 由美子
城里町監査委員	阿久津 則 男

令和6年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 6 年度定期監査結果

第 1 審査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

第 2 審査の対象

- 1 まちづくり戦略課
- 2 町民課、環境センター、衛生センター
- 3 税務課
- 4 水道課
- 5 常北学校給食センター
- 6 議会事務局

第 3 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 城里町役場 2 階 202 会議室
- 2 実施日程 令和 6 年 9 月 26 日（木）

第 4 監査の着眼点及び方法

城里町監査基準に準拠し、令和 5 年度及び令和 6 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ正確に行われているかについて、関係帳簿、証書類等を検査し、関係職員から説明を受け監査を実施した。

第 5 監査の結果

各課局における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正であると認められた。指摘事項等については、次のとおりである。

確認した事実	措置すべき内容	該当課局
職員被服等貸与規程第 10 条において、貸与した被服を使用させる場合は、所属長の責任において、職員被服貸与台帳及び備付被服貸与台帳をそれぞれ備え被服の出納保管を明確にしておかなければならないと規定されているが、台帳が存在しない。	台帳管理は、貸与状況などを台帳に記載し適切に管理するため必要不可欠であり、規定に基づき台帳を整備すること。	環境センター、衛生センター、常北学校給食センター

確認した事実	措置すべき内容	該当課局
職員被服等貸与規程第2条に規定する被服の貸与基準により、貸与されていない。	現行の貸与基準が実態に見合った基準になっていないため、要綱の見直しを検討すること。	常北学校給食センター
税等未収入金対策委員会が未開催となっている。	組織の見直し等によりここ数年は未開催となっているが、その在り方を含め要綱の見直しについて検討すること。	税務課
人事院規則及び町条例等に規定されている勤務日数及び労働時間が守られていない。	職員の勤務日数は、年間243日、週38時間45分とされているので、年間のシフト勤務表を作成するなど、適正な管理に努めること。また、現作業員の人数に不足が生じているのであれば、適正な人員を確保すること。	環境センター
公金事務を指定公金事務取扱者に委託した際に告示していなかった。	公金事務を指定公金事務取扱者に委託する際は、町財務規則第47条第2項の規定に基づき事務処理すること。	まちづくり戦略課、町民課
指定納付受託者を指定した際に告示していなかった。	指定納付受託者を指定した際は、町財務規則第29条の2の規定に基づき事務処理すること。	まちづくり戦略課
公金事務を指定公金事務取扱者又は指定納付受託者との契約の際に、自動更新条項を設けている。	地方自治法第232条の3は、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定していることから、後年度予算の裏付けのない契約において、自動契約条項を設けることはできないと解することから、契約の見直しをすること。	まちづくり戦略課、税務課
社会通念上の範囲の支出か疑問である。	交際費の支出は長の裁量権に属するものであり、長の判断を尊重すべきものであるが、町民の関心も高く執行内容にはいささかの疑念があってはならない。社会環境の変化への対応や透明性のさらなる向上など、不断の努力を期待する。	議会事務局
町職員の旅費に関する条例第4条において、旅行は、任命権者又は旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならないと規定されているが、任命権者の決裁がないものが見受けられた。	時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令を受け、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示すること。	議会事務局
町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に不備があり、条例に沿った運用ができていない。	旅費（日当及び宿泊料）に関する規定がないので、改正すること。	議会事務局

第6 監査委員の意見

監査対象とした課局に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、いくつかの改善すべき事項が見られたので、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。